

★ 優良住宅新築認定事務に関する規則等の一部を改正する規則（規則第八十三号）（建築指導室）

- 一 改正の要旨
租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項の整理など、必要な改正を行った。
- 二 施行期日
平成十九年九月二十五日。ただし、優良住宅新築認定事務に関する規則及び優良宅地造成認定事務に関する規則の改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日